**公益信託金子八郎奨学基金第四期決算公告**

一、事業内容
　全国の四年生大学および信州大学大学院へ進学した個人十三名（内私費外国人留学生四名）に計一〇、四〇〇、〇〇〇円の奨学金を支給した。
二、財産目録（平成二十五年三月三十一日現在）
資産合計　二八二、五三六、七九一円
負債合計　〇円
正味信託財産　二八二、五三六、七九一円
　平成二十五年六月二十五日
　長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地八
　公益信託金子八郎奨学基金
　受託者　株式会社八十二銀行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍岩手県紫波郡紫波町中島字前郷三九番地四八、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　柳畑　幸男
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　岩手県盛岡市本町通二丁目一番三六号　浅沼ビル三階
　相続財産管理人　弁護士　村井　三郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍宮城県大崎市岩出山下一栗字畑田四番地一、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　小野松博昭
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　事務所宮城県大崎市古川旭四丁目二番一号　アサヒビル一〇三号　加藤司法書士事務所
　相続財産管理人　加藤泰四郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍群馬県高崎市北原町四一一番地、最後の住所群馬県高崎市北原町四三七番地一
　被相続人　亡　黒澤　悦二
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　群馬県前橋市**棚**島町六三番地一
　相続財産管理人　弁護士　宮下　章

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍京都府京都市上京区御前通今出川上る馬喰町八八五番地、最後の住所埼玉県八潮市緑町二丁目二〇番地一ルミナス八潮八一五号室
　被相続人　亡　小倉　健二
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一一番三六号蒼建ビル五階　相続財産管理人　石井　久雄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍千葉県柏市塚崎二丁目一一番一七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　袖山　誠治
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　事務所千葉県松戸市松戸一三〇七―一　松戸ビル一四階　弁護士法人瑞慶山総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　内藤裕二郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍東京都八王子市高尾町二二六四番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　大野　吉夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　事務所東京都八王子市明神町四―一―一二　トリトンバレー二〇一号井上・石原法律事務所　相続財産管理人弁護士　石原　重仁

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍東京都中野区南台三丁目二番、最後の住所秋田県横手市増田町増田字縫殿一五四番地
　四　被相続人　亡　内山　秀子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　清水　光子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍埼玉県春日部市南中曽根五五七番地、最後の住所埼玉県春日部市藤塚二一七一番地四二三　被相続人　亡　袴塚　尚男
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　東京都千代田区日比谷公園一―三市政会館一階一一五　山田・合谷・鈴木法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　鈴木　修一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍東京都新宿区余丁町一一番、最後の住所東京都新宿区住吉町五番四号ペガサスマンション曙橋三〇八　被相続人　亡　河野　英夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍新潟県新潟市西蒲区六分八一二番地一〇、最後の住所新潟市西蒲区東小吉四八番地
　三　被相続人　亡　五十嵐眞一
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　事務所新潟市中央区美咲町一丁目四番一五号
　相続財産管理人　武藤　譲

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍富山県南砺市福光七三八九番地、最後の住所富山県南砺市福光七三八九番地一
　被相続人　亡　片山　達二
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年六月二十五日
　富山県高岡市中川本町一番一二号
　相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

## 第６期決算公告

平成25年6月25日
兵庫県宝塚市安倉中一丁目14番５号
**Ｏ－ＲＵＳＨインターナショナル株式会社**
代表取締役　葛西　信也

**貸借対照表の要旨**　（平成25年３月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,487,938 | 流動負債 | 1,165,713 |
| 固定資産 | 503,537 | 引当金 | 64,361 |
| 有形固定資産 | 353,777 | 役員賞与引当金 | 2,169 |
| 無形固定資産 | 3,531 | 固定負債 | 26,860 |
| 投資その他の資産 | 146,228 | 役員退職慰労引当金 | 7,155 |
| | | 株主資本 | 798,901 |
| | | 資本金 | 125,000 |
| | | 資本剰余金 | 125,000 |
| | | 資本準備金 | 125,000 |
| | | 利益剰余金 | 548,901 |
| | | その他利益剰余金 | 548,901 |
| | | （うち当期純利益） | (305,671) |
| 資産合計 | 1,991,476 | 負債・純資産合計 | 1,991,476 |